

○ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条―第十九条）</p> <p>第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十条―第四十六条）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条―第二十条）</p> <p>第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十一条―第四十六条）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>（基本理念）</p>

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨とする。

二 小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、小笠原諸島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。

#### 第五条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 (略)

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。次条第二項第六号において同じ。）に関する基本的な事項

七 十 (略)

十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

#### 第五条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 三 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 (略)

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 十 (略)

十一 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエ

十二〇十五 (略)

十六 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項

十七 (略)

十八 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次条第二項第十八号及び第三十九条において「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十九 (略)

3 基本方針は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5・6 (略)

(振興開発計画)

第六条 (略)

2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇三 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する事項

五〇十五 (略)

十六 小笠原諸島への移住の促進に関する事項

十七〇十九 (略)

3 振興開発計画は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定

エネルギーの供給に関する基本的な事項

十二〇十五 (略)

(新設)

十六 (略)

十七 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十八 (略)

3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5・6 (略)

(振興開発計画)

第六条 (略)

2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一〇三 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

五〇十五 (略)

(新設)

十六〇十八 (略)

3 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定

による要請があつた場合を除き、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5・6 (略)

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 (略)

9 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10・11 (略)

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができ。

一 観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十七条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源

による要請があつた場合を除き、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5・6 (略)

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 (略)

9 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10・11 (略)

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができ。

一 観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源

を活用して観光旅客の潜在を促進するものをいう。以下同じ。  
）に関する事項

二 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七  
十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等  
交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する  
補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し  
、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を  
いう。第十八条において同じ。）に関する事項

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を  
記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする  
者の同意を得なければならぬ。

6・7 （略）

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合  
において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係  
る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を  
するものとする。

一〜三 （略）

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する  
事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞  
在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号  
（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、  
営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者  
又は第十七条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務  
取扱管理者を確実に選任すると認められること。

9 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項  
が記載されている場合において、前項の認定をしようとするとき  
は、当該事項に係る関係行政機関の長（以下「関係行政機関の長  
」という。）の同意を得なければならない。

10 （略）

を活用して観光旅客の潜在を促進するものをいう。以下同じ。  
）に関する事項

二 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七  
十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等  
交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する  
補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し  
、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業を  
いう。第十九条において同じ。）に関する事項

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を  
記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定  
めようとする者の同意を得なければならぬ。

6・7 （略）

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合  
において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係  
る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定を  
するものとする。

一〜三 （略）

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する  
事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞  
在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号  
（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、  
営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者  
又は第十八条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務  
取扱管理者を確実に選任すると認められること。

9 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項  
が記載されている場合において、前項の認定をしようとするとき  
は、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関  
の長」という。）の同意を得なければならない。

10 （略）

(削る)

(旅行業法の特例)

第十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一 三 (略)

4・5 (略)

第十八条・第十九条 (略)

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

第二十条 第二十三条 (略)

(情報の流通の円滑化等についての配慮)

第二十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用について特別の配慮をするものとする。

第二十五条・第二十六条 (略)

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安

第十七条 削除

(旅行業法の特例)

第十八条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一 三 (略)

4・5 (略)

第十九条・第二十条 (略)

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

第二十一条 第二十四条 (略)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第二十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十六条・第二十七条 (略)

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄

定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三号)に基づく福祉サービス(以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等(以下この項において「障害福祉サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備についての配慮)

第二十九条 (略)

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設(前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。)の整備について適切な配慮をする

物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三百十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(新設)

(高齢者の居住用施設の整備についての配慮)

第三十条 (略)

(新設)

ものとする。

第三十条 (略)

(医療の充実についての配慮)

第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、情報通信機器を活用した診療、医療機関の協力的体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。

2・3 (略)

第三十二条 (略)

(再生可能エネルギー源の利用の促進等についての配慮)

第三十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用を促進するために必要な施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(防災対策の推進等についての配慮)

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確

第三十一条 (略)

(医療の充実についての配慮)

第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力的体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2・3 (略)

第三十三条 (略)

(再生可能エネルギー源の利用の促進等についての配慮)

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の促進について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(防災対策の推進等についての配慮)

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の



に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

2| 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等についての配慮)

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会を確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この項において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2| 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十三年法律第八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

3| 地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

4| 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の充実に資す

防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(新設)

(教育の充実等についての配慮)

第三十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会を確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この条において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2| 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

(新設)

(新設)

るよう、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の待遇について適切な配慮をするものとする。

- 5| 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実にについて適切な配慮をするものとする。

第三十六条（略）

（観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮）

第三十七条（略）

- 2| 前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

（移住の促進についての配慮）

第三十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を図るため、第二十六条及び第二十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつたとき。
- 二 第十七条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示したとき。

- 3| 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実にについて適切な配慮をするものとする。

第三十七条（略）

（観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮）

第三十八条（略）

（新設）

（新設）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者
- 二 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者



のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部  
分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価  
格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5  
(略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る令和十一年分以前の年分の所得税については、こ  
の法律の失効後も、なお従前の例による。

7・8  
(略)

格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の  
部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の  
価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5  
(略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十六年分以前の年分の所得税については、  
この法律の失効後も、なお従前の例による。

7・8  
(略)